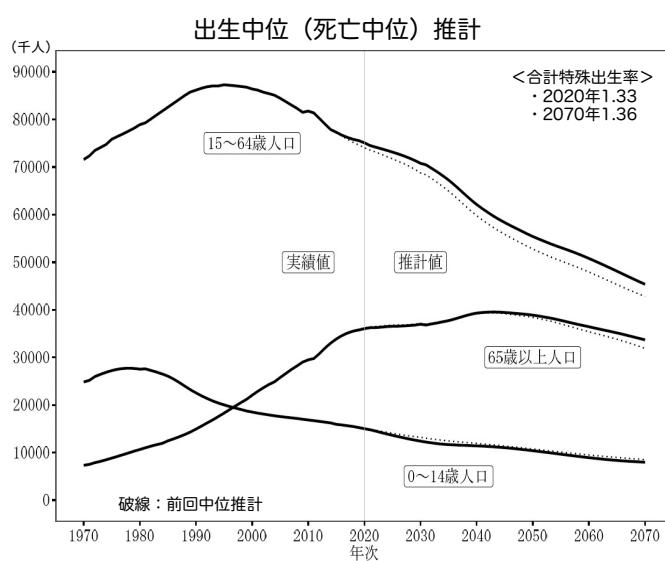


外国人就労者と将来展望

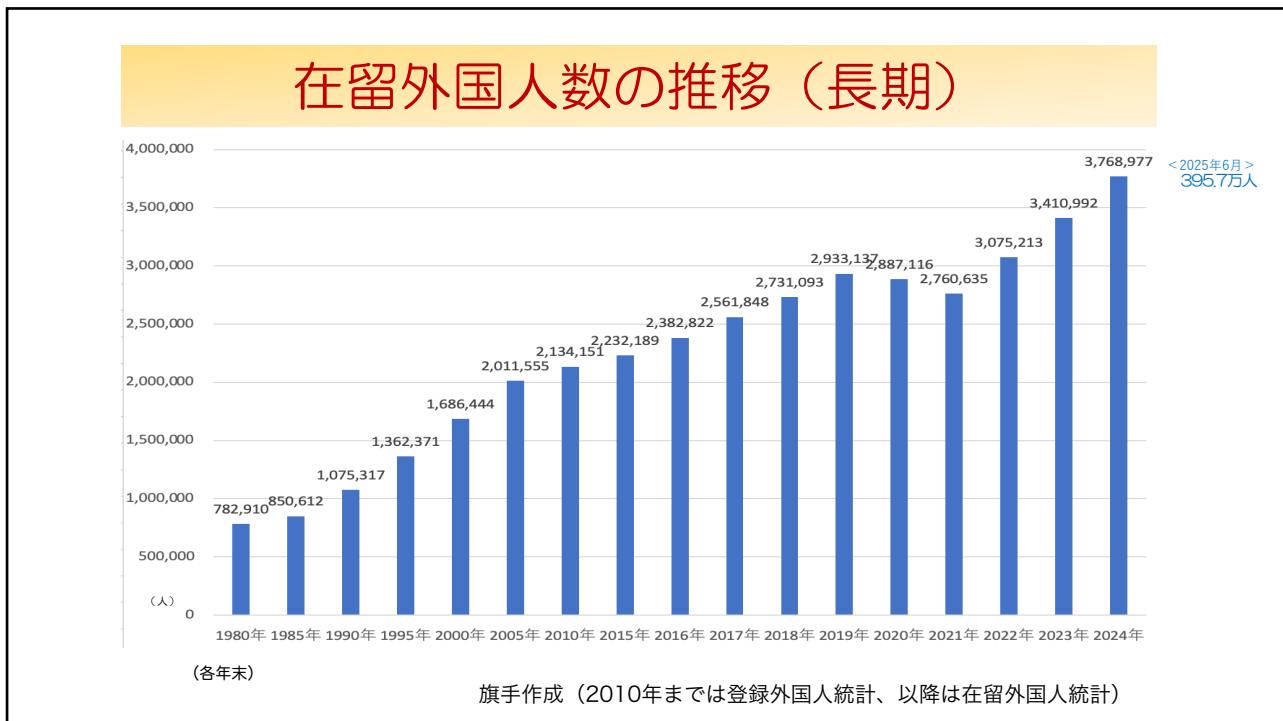
公益社団法人 自由人権協会
理事 旗手 明

1

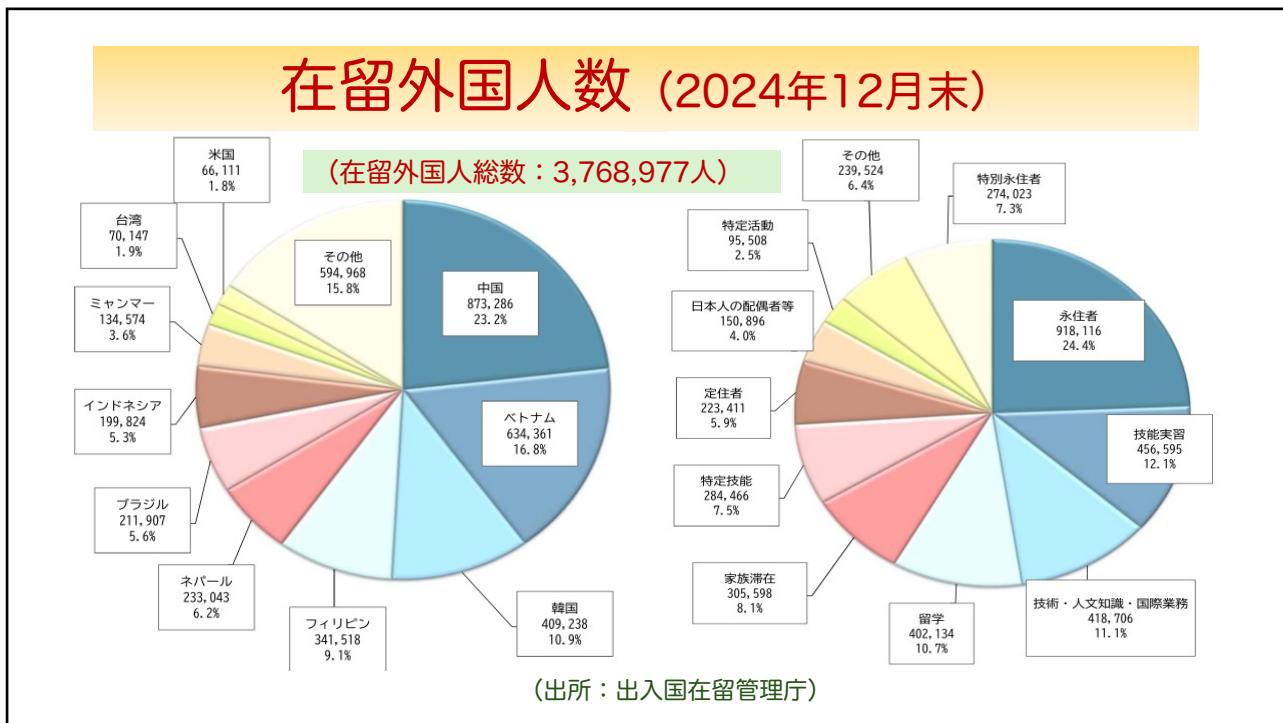
日本の将来推計人口2023 (国立社会保障・人口問題研究所)



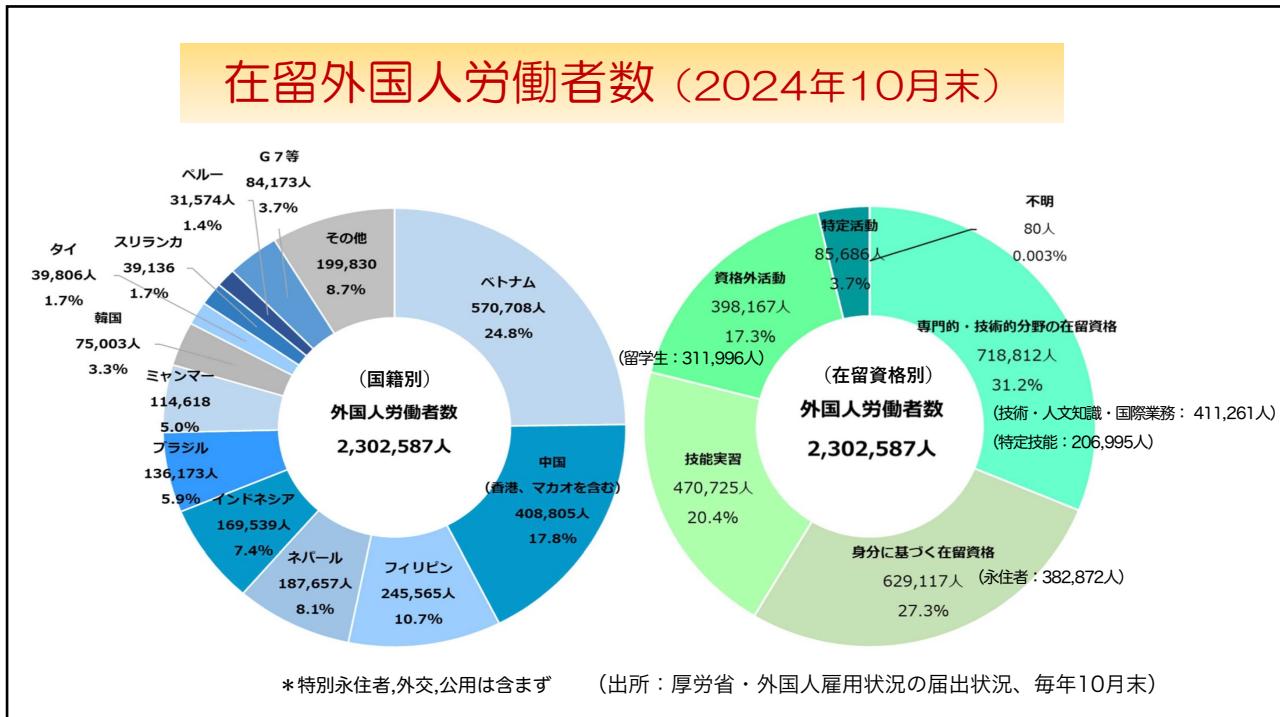
2



3



4



5

在留資格一覧表

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

就労が認められる在留資格 (活動制限あり)

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイン制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野 (注1) の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分・地位に基づく在留資格 (活動制限なし)

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格 (注2)

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

(注1) 介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業 (令和6年3月29日閣議決定)

(注2) 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

6

分野別の人手不足状況と外国人労働者

* 農業

- ・基幹的農業従事者(主に自営農業に仕事として従事した者) '25農林業センサス(結果概要・概数値)
2025年2月1日現在102.1万人 ← 2015年175.4万人 ~ 10年間で73.3万人減少(▲41.8%)
65歳以上が69.5% (70歳以上が55.0%) ・団体経営体3.9万団体(うち法人3.3万団体)
- ・外国人労働者: 58,139人(2024年10月末) ・特定技能: 37,438人(2025年8月末)

* 介護

- ・2040年度介護人材: 約272万人必要 → 約57万人不足 ('24.7 厚生労働省推計)
- ・2025年10月 有効求人倍率: 3.93 ・訪問介護員の21.6%が65歳以上 ('23年度介護労働実態調査)
- ・「社会保険・社会福祉・介護事業」の外国人労働者: 85,537人(2024年10月末)
- ・在留資格: 介護(12,227人, '24.12末)、技能実習(20,065人, '24.12末)、特定技能(47,063人, '25.2末)、経済連携協定:EPA(3,304人, '25.1.1)、永住者・定住者等、留学生など

* 建設

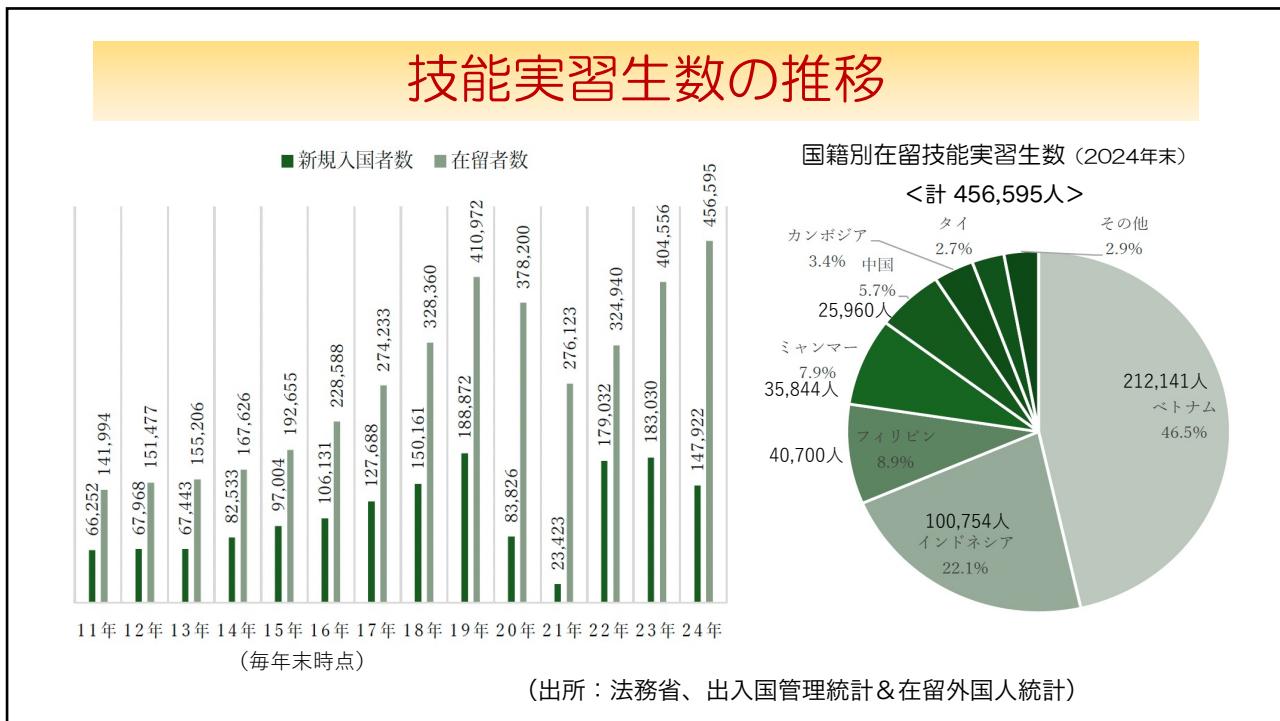
- ・2024年: 就業者477万人 ~ ピーク時(1997年) 685万人の7割弱(69.6%)
- ・2025年10月 有効求人倍率: 5.18
- ・外国人労働者: 177,902人(2024年10月末)
~ うち技能実習生107,229人、特定技能(19,470人)

7

外国人労働者受入れ小史

- ・1985年 プラザ合意(円高の進行: ニューカマーの来日)
- ・1989年 入管法改定(日系人の来日解放、在留資格の整備)
- ・1993年 技能実習制度スタート(「研修」に接ぎ木、在留資格: 特定活動で1年)
・〃 非正規滞在者が約30万人
- ・1997年 技能実習が1年から2年に(研修と合わせて3年)
- ・2001年 外国人集住都市会議設立(最大29都市、現在11都市)
- ・2003年 非正規滞在者半減計画(5年で半数に)
- ・2008年 リーマンショック(日系人の帰国促進策)、留学生30万人計画
- ・2009年 入管法改定(2010年施行: 在留資格「技能実習」創設=「研修」と切離し)
(2012年施行: 外国人登録廃止、外国人住民、在留カード)
- ・2014年 日本再興戦略(改訂2014)
- ・2017年 技能実習法施行(技能実習機構の創設、監理団体の許可制、人権保護規定)
- ・2018年 入管法改定(「特定技能」創設)、外国人材受入れ・共生総合的対応策
- ・2024年 技能実習法&入管法改定(2027年4月に育成労制度へ転換)

8



9

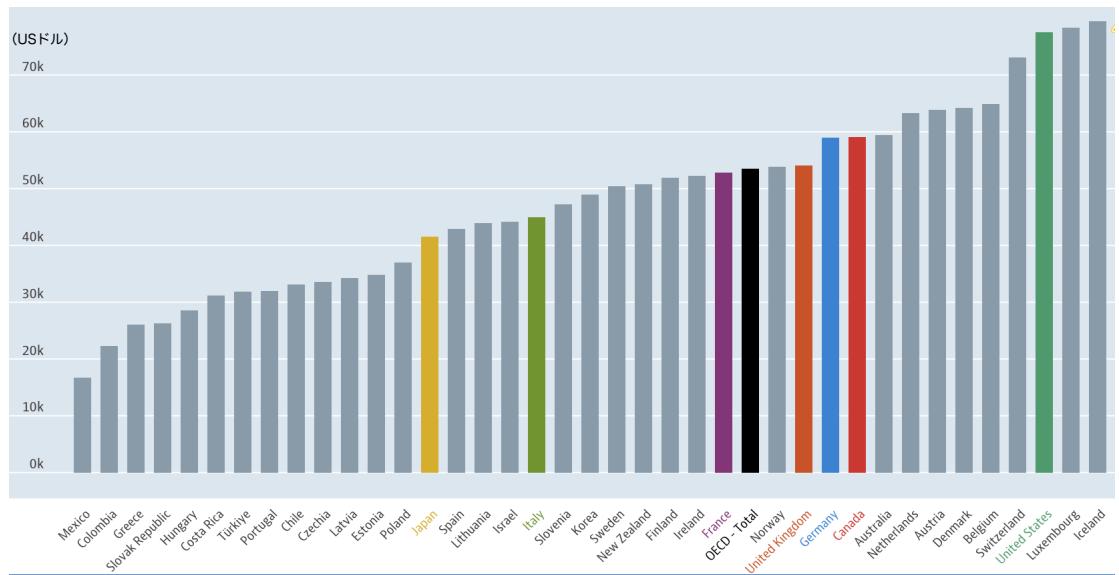
技能実習生数の国別推移

年	2012年		2014年		2016年		2018年		2020年		2022年		2024年	
総数	151,477	100%	167,626	100%	228,588	100%	328,360	100%	378,200	100%	324,940	100%	456,595	100%
中国	111,395	73.5%	100,093	59.7%	80,857	35.4%	77,806	23.7%	63,741	16.9%	28,820	8.9%	25,960	5.7%
ベトナム	16,715	11.0%	34,039	20.3%	88,211	38.6%	164,499	50.1%	208,879	55.2%	176,346	54.3%	212,141	46.5%
インドネシア	9,098	6.0%	12,222	7.3%	18,725	8.2%	26,914	8.2%	34,459	9.1%	45,919	14.1%	100,754	22.1%
フィリピン	8,842	5.8%	12,721	7.6%	22,674	9.9%	30,321	9.2%	31,648	8.4%	29,140	9.0%	40,700	8.9%
その他	5,427	3.6%	8,551	5.1%	18,121	7.9%	28,820	8.8%	39,473	10.4%	44,715	13.8%	77,040	16.9%

（出所：法務省在留外国人統計）旗手作成

10

平均賃金の国際比較 (2022年OECD)

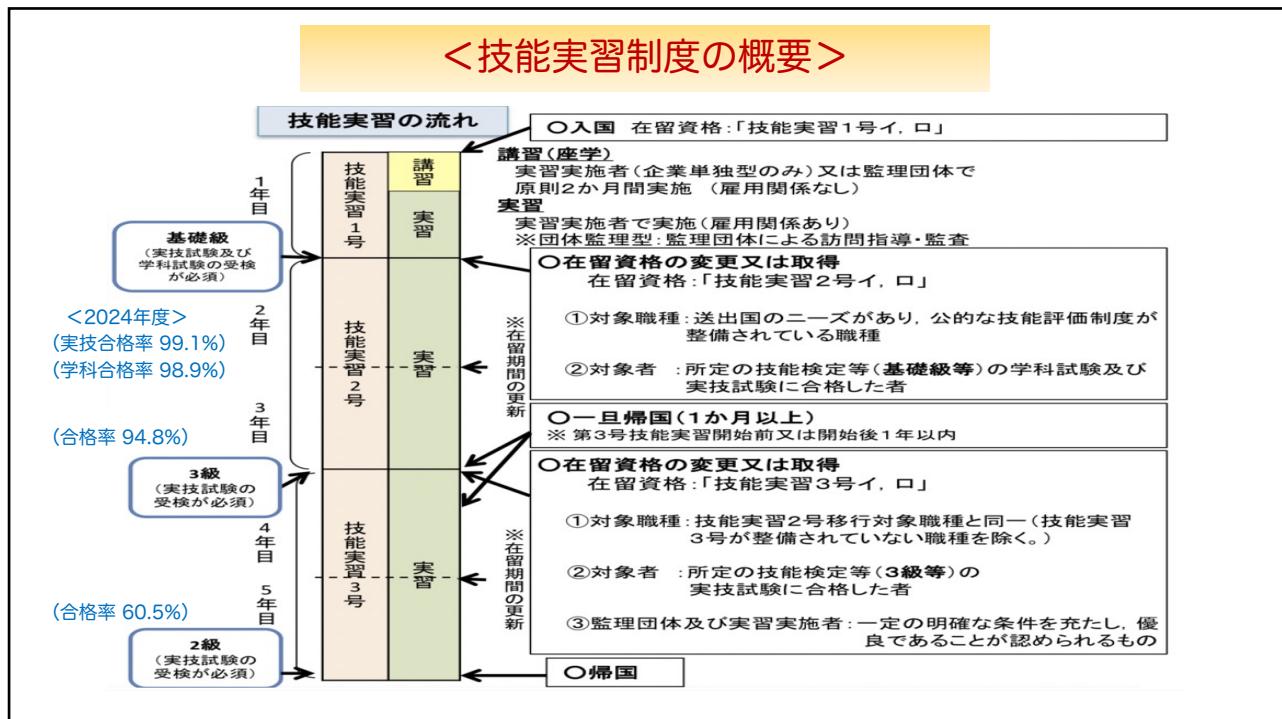


11

外国人労働者の賃金 2024年「外国人雇用実態調査」

在留資格	きまつて支給する現金給与額	所定内給与額	昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額	時間	
				時間	超過実労働時間
外国人常用労働者計	274.9	242.0	229.9	157.1	17.5
専門的・技術的分野	289.1	255.3	257.3	158.5	17.0
うち技術・人文知識・国際業務	311.2	278.3	357.3	156.8	15.0
うち特定技能	250.3	213.0	107.7	160.2	21.3
うち高度専門職	556.6	516.8	1010.3	148.1	10.3
技能実習	210.0	177.6	39.4	163.8	21.6
留学	*	*	*	*	*
身分に基づくもの	305.2	272.6	324.7	150.8	15.5
うち永住者	324.1	289.6	403.7	151.5	15.8
うち定住者	255.0	221.2	107.3	149.3	16.3
その他	232.5	204.6	336.7	153.3	13.1

12



13

在留資格「技能実習」 (6類型)

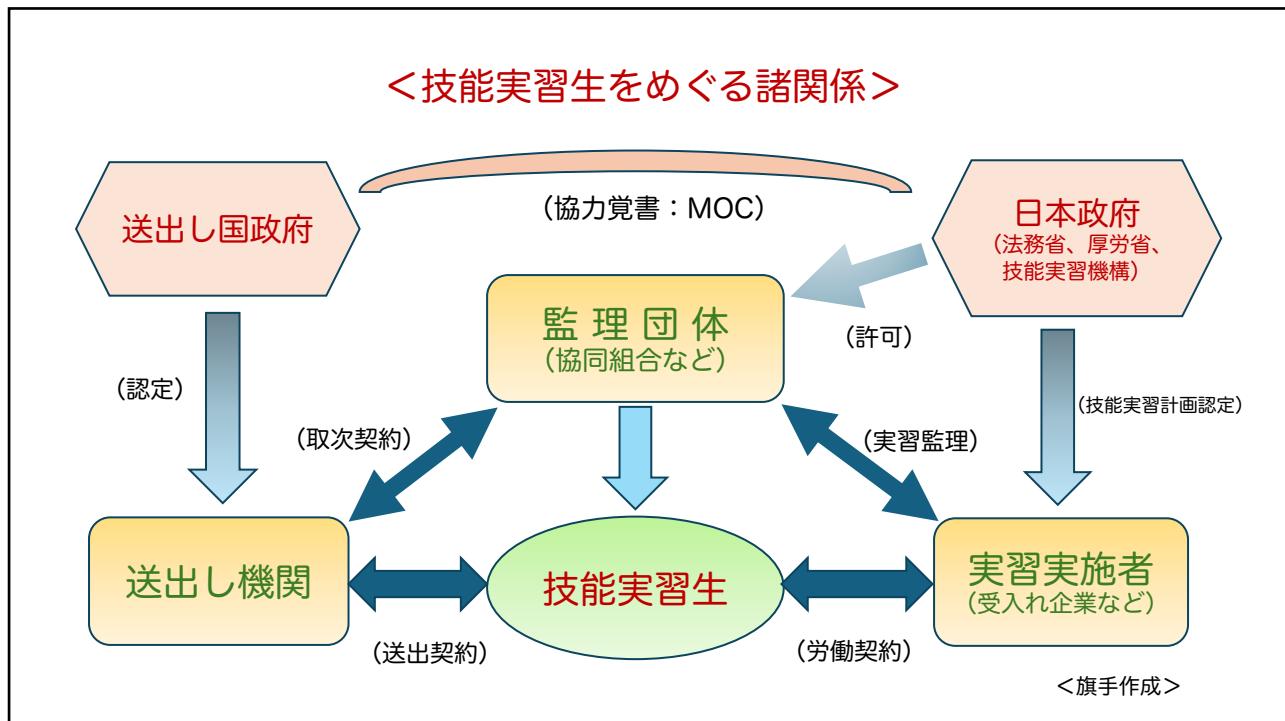
(2024年) (2024年末)

技能実習	企業単独型 (イ)	団体監理型 (ロ)	新規入国者数	在留者数	期間
1号	職種制限なし	職種制限なし	144,165人	171,265人	1年
2号	職種制限あり*	職種制限あり*	201人	165,529人	2年
3号	同 上	同 上	8,556人	67,762人	2年
研 修	非実務研修のみ or 公的研修 (実務可)		10,471人	754人	1年,6月,3月

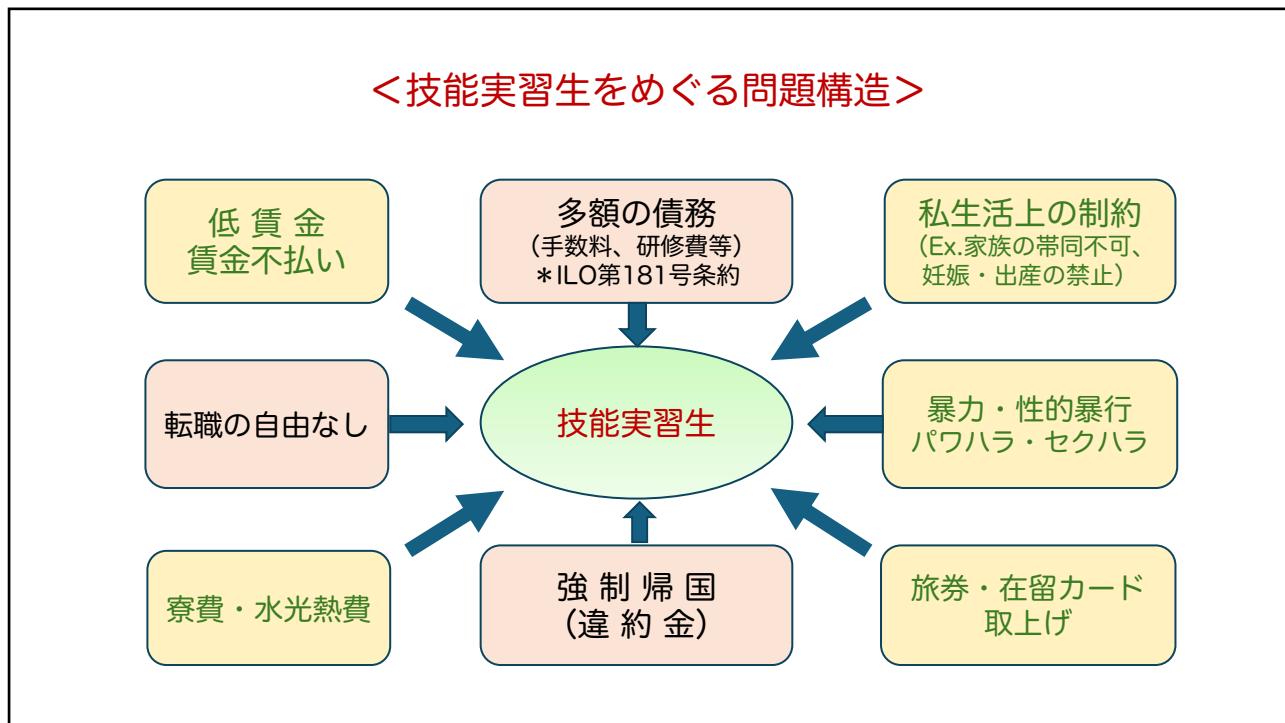
(企業単独型: 在留者数 7,243人・1.6%)

(* 技能実習2号移行対象職種: 91職種168作業 ~ 主に農漁業、建設業、製造業、一部サービス業)

14

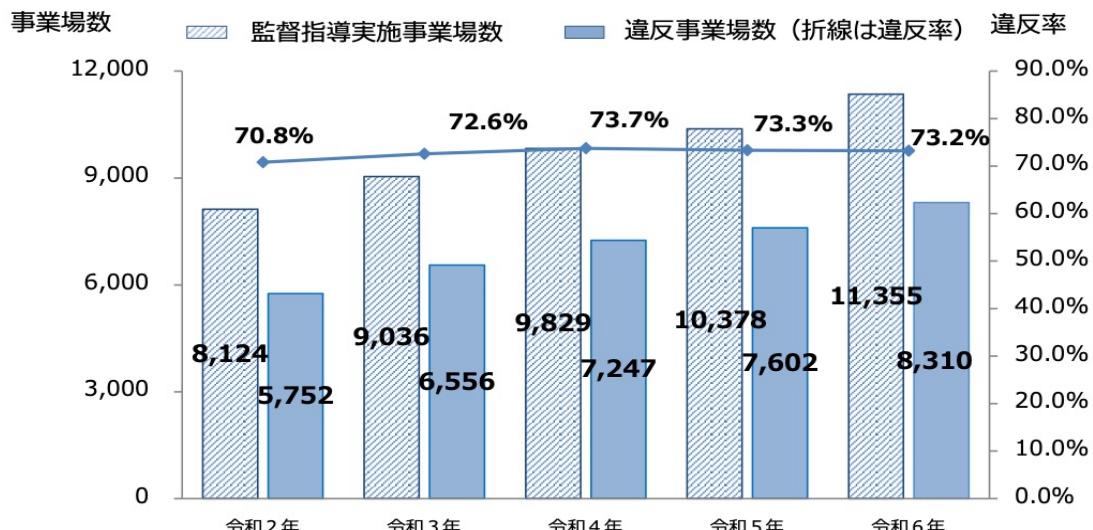


15



16

技能実習の監督指導・送検等の状況



17

技能実習制度の根幹的問題(1)

(1) 多額の債務 (手数料、研修費用、渡航費等)

* ILO「民間職業仲介事業所条約」第181号 (1999年批准)

- ・第7条1項 「民間職業仲介事業所は、労働者からいかなる手数料又は経費についてもその全部又は一部を直接又は間接に徴収してはならない」
- ・技能実習法施行規則第10条第2項第6号ニ：送出し機関等に「支払う費用につき、その額及び内訳を十分に理解してこれらの機関との間で合意していること」つまり、手数料や経費等の徴収を認めている。

* ILO：強制労働と人身取引（労働監督官ハンドブック）「強制労働の可能性の兆候リスト」

～ 高額な職業斡旋手数料または旅費を返さなければならない状況か？

<厚生労働省回答> '19.11移住連省庁交渉

技能実習での外国の取次送出機関や準備機関は、その国の労働者から手数料・経費等を徴収できることとなっているが、批准国の国内で適用されるこの条約には必ずしも抵触するものではない。

➡ 送出し機関等による手数料や経費の徴収禁止を二国間取決めで確認すべき！

18

技能実習におけるあっせん費用 (制度と実態)

対象：2017年1月～2018年9月に当局から聴取された「失踪」技能実習生

	中 国	ベトナム	インドネシア	フィリピン	全 体
総回答数	1,499	1,063	123	34	2,778
斡旋料 (万円)	83.7	102.8	40.8	22.2	88.2
法定斡旋料	上限なし	USD 3,600	上限なし	基本給1ヶ月まで。 対日本はゼロ	

出所：法務省「実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票」
(京都大学安里和晃准教授の資料に基づき作成)

19

技能実習生の支払い費用・実態調査 (入管庁)

支払費用総額	平均値 (円)	【参考】母国通貨
ベトナム (n=659)	688,143	136,374,030 (ドン)
中国 (n=281)	591,777	32,614 (元)
カンボジア (n=68)	573,607	20,268,795 (リエル)
ミャンマー (n=80)	287,405	4,432,520 (チャット)
インドネシア (n=242)	235,343	29,148,238 (ルピア)
フィリピン (n=39)	94,821	41,975 (ペソ)
全体 (n=1,369)	542,311	—

(2022年)

20

帝人フロンティアの取組み(1)

ゼロフィーに向けたアクション

- TFRグループ会社の監理団体を1社に統一
 - 数年かけて、各社の外国人技能実習生をすべて同じ監理団体を通じての採用とした。
 - 契約は、各社と監理団体で締結した。
- 2020年4月よりTFRグループ会社による手数料負担を開始
 - 監理団体からの請求に基づき支払いを行う。
 - 送出し機関からの請求書を添付の上、監理団体に請求してもらう。
 - 来日した技能実習生に手数料を支払っていないことを確認する。
 - 手数料支払いなしのステートメント（日本語と現地語）に署名してもらう。

21

帝人フロンティアの取組み(2)

送出し国で発生する費用と負担先

費用	支払先	現在の負担先	るべき負担先
手数料	送出し機関	本人	実習実施機関
保証金等	送出し機関	本人	徴収すべきでない
語学研修費用	語学研修機関	本人	本人
その他渡航等で発生する費用	様々	本人	本人

22

技能実習制度の根幹的問題(2)

(2) 転職の自由なし (実習先の変更が認められる例外的取扱い)

* 技能実習基本方針（主務大臣：法務大臣・厚生労働大臣）

「第二号技能実習から第三号技能実習に進む段階では、技能実習生本人に異なる実習先を選択する機会を与える」「実習実施者から人権侵害行為等を受けた場合はもとより、実習先の変更を求めるについてやむを得ない事情があると認められる場合」

* 技能實習制度運用要領

「実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴力等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更」

* ILO: 強制労働と人身取引 (労働監督官ハンドブック) 「強制労働の可能性の兆候リスト」

～特定の雇用主だけに固定されていないか？

→ 転職の自由を条件を付けずに認めるべき！

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (91職種168作業)

技能実習制度の根幹的問題(3)

(3) 強制帰国

* 技能実習基本方針（法務省・厚生労働省告示）

「倒産等のやむを得ない場合を除いては、実習実施者や監理団体の一方的な都合により、技能実習生が実習期間の途中でその意に反して帰国させられることはあってはならない」

* 技能実習生手帳

＜帰国を強制されそうになった場合＞

「監理団体や実習実施者の一方的な都合により、技能実習生が実習期間の途中で、その意に反して、帰国させられることは許されません。もし、皆さん、意に反して帰国を強制された場合には、機構に相談や申告の申出を行ってください。」

「また、実習期間の途中で本国に帰国するようなケース（再入国の予定がある場合を除く。）においては、空港などの出国手続において、入国審査官が、皆さんに対して、強制帰国ではないかどうか確認をとりますので、意に反して帰国させられそうになっている場合には、その旨を申し出てください。」

➡ 法律において強制帰国を禁止し、罰則規定を設けるべき！

25

途中帰国者に対する意思確認票

	意思確認数	強制帰国申告件数	出国取りやめ	みなし再入国許可での出国	再入国許可での出国	単純出国
2016年9月～17年	21,940件	26件	4件	9件	1件	12件
2018年	約1.7万件	14件	4件	2件	—	8件
2019年	約1.86万件	12件	3件	1件	1件	7件
2020年	約1.1万件	1件	—	1件	—	—
2021年	約1.29万件	1件	—	—	—	1件
2022年	約1.51万件	5件	—	2件	—	3件
2023年	約1.64万件	11件	8件	3件	—	—
2024年	約1.85万件	13件	2件	5件	—	6件
計	約13.15万件	83件	21件	23件	2件	37件

26

技能実習法と育成労法の比較 1

	技能実習法	育成労法
制度目的	開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力	人材を育成するとともに、育成労産業分野における人材を確保
労働者	技能実習生	育成労外国人
受入れ機関	実習実施者	育成労実施者
区分	企業単独型、団体監理型	単独型、監理型
監理団体	監理団体	監理支援機関（外部監査人必置）
機構	外国人技能実習機構 職業紹介機能なし、転籍支援	職業紹介機能、特定技能外国人の相談業務
受入れ対象	移行対象職種・作業	育成労産業分野
受入れ人数	受入れ機関の規模等による人数枠	同左+分野別の受入れ見込数=上限
基本方針	主務大臣が定める	政府が定める=閣議決定
二国間取決め	17ヶ国と締結（中国なし）	原則二国間取決め締結国から受入れ
計画の認定	技能実習計画（1・2・3号別）	育成労計画（3年一括）
期間	1号:1年以内、2・3号:2年以内	3年以内（省令の相当理由あれば4年以内）
技能等の評価	基礎級、技能検定3級	技能及び日本語能力の評価試験
派遣	派遣不可	季節的業務を要する分野（農業・漁業）
分野別運用方針	なし	主務大臣+分野所管省庁等

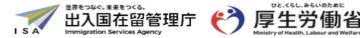
27

技能実習法と育成労法の比較 2

	技能実習法	育成労法
転籍の自由	原則なし、「やむを得ない事由」で可	条件付（期間・技能水準・日本語能力）で可
転籍制限の期間	3年間	1年以上2年以下
転籍の手続	監理団体があっせん、機構が支援	文書申請、機構もあっせん機能あり
転籍の範囲	同一職種・作業内	同一業務区分内 (やむを得ない事由あれば分野違いも可)
多額の債務負担	実習生の理解を前提に許容	日本での所定内賃金2ヶ月分まで
日本語能力要件	スタート時：特に要件なし	スタート時：省令に定める基準 (A1=N5相当 or 日本語講習)
	特定技能1号移行時： 原則N4、例外=無試験	特定技能1号移行時：A2=N4相当
法案修正		
講習	あり	あり
技能実習生手帳	あり	なし？

28

育成就労制度の概要



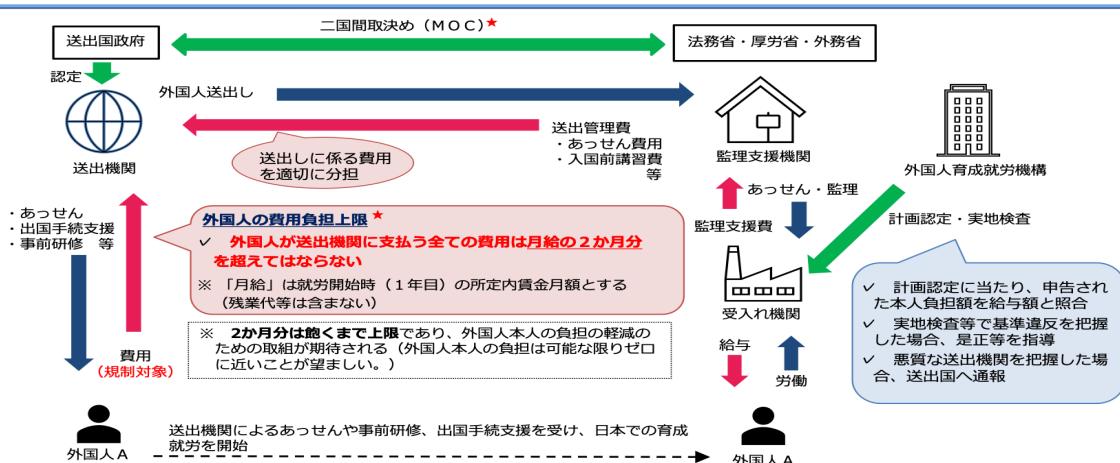
令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の目的	<p>「育成就労産業分野（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること。</p> <p>（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させざるを得ないもの</p>
基本方針・分野別運用方針	<p>育成就労制度の基本方針及び育成就労産業分野ごとの分野別運用方針を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。</p> <p>分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用する。</p>
育成就労計画の認定制度	<p>育成就労外国人ごとに作成する「育成就労計画」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、外国人育成就労機構による認定を受ける）。</p>
監理支援機関の許可制度	<p>（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う監理支援機関を許可制とする（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。</p>
適正な送出しや受入環境整備の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う手数料が不適に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。 ・育成就労外国人の本人意向による転籍を一定要件の下で認めることなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。 ・地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

29

外国人が送出機関に支払う費用の上限と送出機関の要件

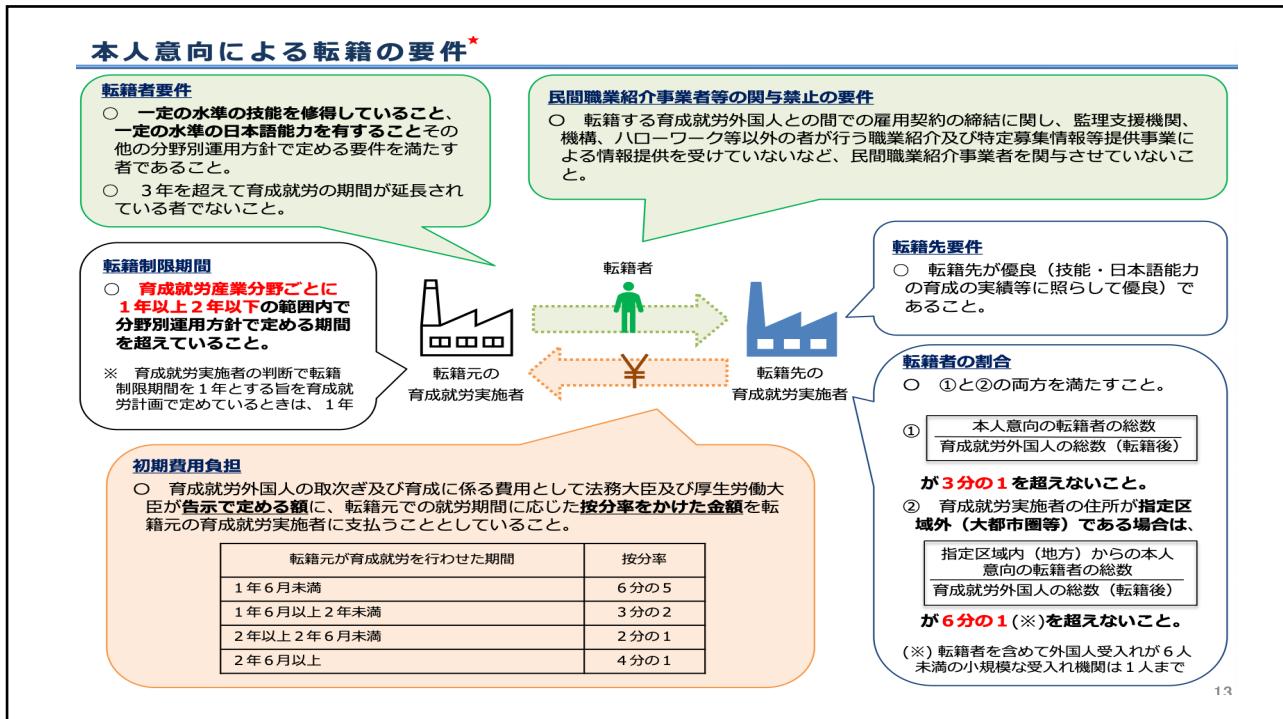


- 送出機関の要件**

 - ✓ 送出国政府から育成効率の申込みを適切に監理支援機関に取り次ぐことができるものとして送出国政府から推薦を受けている
 - ✓ 外国人の素行が善良であることを確認している *
 - ✓ 徴収する費用について、算出基準を明確に定めてインターネット等により公表している *
 - ✓ 日本で受け取る月給の2か月分を超えた費用を、外国人、その親族等から徴収していない *
 - ✓ 送出機関は又はその役員が、過去5年以内に、育成効率実施者、監理支援機関等に対して、社会通念上相当と認められる程度を超えた金銭、物品その他の財産上の利益の供与や供応接待等をしていない *

11

30



特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧 (12分野→16分野→19分野)

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

分野	1 人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の上限)	2 人材基準		3 その他重要事項 従事する業務	雇用形態
		技能試験	日本語試験		
厚労省	介護	135,000人 介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつ介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 	直接
	ビルクリーニング	37,000人 ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物内部の清掃 	直接
経産省	工業製品製造業 （山毛、油脂材、産業機械、医療電子情報関連製品等）	173,300人 製造分野特定技能1号評価試験		<ul style="list-style-type: none"> ・機械金属加工・電気電子機器組立て・金属表面処理・紙器、段ボール箱製造・コンクリート製品製造・RPF製造・陶磁器製品製造・印刷・製本・紡織製品製造・縫製 	直接
	建設	80,000人 建設分野特定技能1号評価試験等		<ul style="list-style-type: none"> ・土木 ・ライフライン・設備 	直接
	造船・舶用工業	36,000人 造船・舶用工業分野特定技能1号評価試験等		<ul style="list-style-type: none"> ・造船 ・舶用機械 ・舶用電気電子機器 	直接
	自動車整備	10,000人 自動車整備分野特定技能1号評価試験等		<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備に付随する基礎的な業務 	直接
	航空	4,400人 航空分野特定技能1号評価試験		<ul style="list-style-type: none"> ・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物・貨物取扱業務等) ・航空機整備・機体・装備品等の整備業務等) 	直接
	宿泊	23,000人 宿泊分野特定技能1号評価試験		<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 	直接
国土交通省	自動車運送業 ^{※2}	24,500人 自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック運転者 ・バス運転者 ・バス運転者 	直接
	鉄道 ^{※2}	3,800人 鉄道分野特定技能1号評価試験等		<ul style="list-style-type: none"> ・軌道整備・電気設備整備・車両整備 ・車両整備 ・軌道整備・電気設備整備・車両整備・車両整備 	直接
農水省	農業	78,000人 1号農業技能測定試験		<ul style="list-style-type: none"> ・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 	直接
	漁業	17,000人 1号漁業技能測定試験		<ul style="list-style-type: none"> ・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保藏、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖材料の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(後)・処理、安全衛生の確保等) 	直接
	飲食料品製造業	139,000人 飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) 	直接
	外食業	53,000人 外食業特定技能1号技能測定試験		<ul style="list-style-type: none"> ・外食業全般(飲食料調理、接客、店舗管理) 	直接
	林業 ^{※2}	1,000人 林業技能測定試験		<ul style="list-style-type: none"> ・林業(育林、森林生産等) 	直接
	木材産業 ^{※2}	5,000人 木材産業特定技能1号技能測定試験		<ul style="list-style-type: none"> ・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 	直接

※1 「機械金属加工」、「電気電子機器組立て」、「金属表面処理」の3業務区分以外の業務区分については、省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。
※2 省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。
(計82万人) '24.4~'29.3

(◎:新設、○:業務区分拡大)

令和11年3月までの受け入れ見込数												(案)								
分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	既存分野	既存分野のうち新たな業務等を追加する分野	新たに追加する分野 (2026年度実施)	合計				
													工芸製品 製造業	航空	鉄道	飲食料品 製造業	リネン サプライ	物流 倉庫	資源 循環	
参考:特定技能 (R6.3設定)	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000	/	/	/	820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200	/	26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700	/	1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※ 1号特定技能外国人及び育成就労外国人の受け入れ見込数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、それぞれ分野ごとに在留する外国人の上限として運用するもの。
※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受け入れ。
※ 1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

33

(参考) 育成就労制度における地方への配慮施策*

- 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県以外の道県
- 上記8都府県の過疎地域



地方



大都市圏等

- 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県のうち、過疎地域を除く地域

【配慮施策①】

地方の優良な受け入れ機関のうち、優良な監理支援機関の監理支援を受けるものが受け入れができる育成就労外国人の人数枠を更に拡大

	地方	大都市圏等
受け入れ機関（一般）	基本人数枠	基本人数枠
受け入れ機関（優良）	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍
受け入れ機関（優良） 監理支援機関（優良）	基本人数枠の3倍	-

【配慮施策②】

地方の受け入れ機関が転籍者を受け入れられる割合を、受け入れ機関に在籍する外国人の総数の「3分の1以下」まで緩和する（育成就労外国人）

転籍元	転籍先	転籍者の割合
地方	大都市圏等	6分の1（※）
大都市圏等	地方	3分の1
地方	地方	3分の1
大都市圏等	大都市圏等	3分の1

（※）転籍者を含めて外国人受け入れが6人未満の小規模な受け入れ機関は3分の1（1人まで）

34

1号特定技能外国人の転職状況①



- 令和3年1月から令和6年末までに「特定技能1号」として新規入国もしくは初回の「特定技能1号」の許可を受けた者うち、令和7年8月末までに転職経験（受入れ機関の変更）がある者は全体の22.4%（表1、表2）。
- 転職経験者全体の大部分が3年以内に転職する傾向にある（例えば、令和3年に資格取得した者では9割以上）（表1）。
- 各分野における転職者の割合については次頁のとおり。

<表1> 資格取得年別 1号特定技能外国人の転職状況（暫定値）（注1）

資格取得年	資格取得者（A）	転職経験者		初回の転職時期の内訳				
		合計（B）	割合（B/A）	資格取得後1年未満	1~2年	2~3年	3~4年	4~5年
令和3年	37,310人	10,905人	29.2%	3,595人	4,348人	2,204人	717人	41人
令和4年	92,824人	26,637人	28.7%	9,854人	11,289人	5,010人	484人	- 人
令和5年	101,240人	25,400人	25.1%	11,136人	12,468人	1,796人	- 人	- 人
令和6年	109,879人	13,396人	12.2%	9,378人	4,018人	- 人	- 人	- 人
合計	341,253人	76,338人	22.4%	33,963人	32,123人	9,010人	1,201人	41人

<表2> 1号特定技能外国人の転職経験の有無（暫定値）

転職経験（注2）		
なし	264,915人	77.6%
あり	76,338人	22.4%
合計	341,253人	100.0%

<表3> 転職経験者の転職回数の内訳（暫定値）

転職回数（注3）		
1回	64,619人	84.6%
2回	10,162人	13.3%
3回	1,254人	1.6%
4回	209人	0.3%
5回以上	94人	0.1%
合計	76,338人	100.0%

(注1) 「特定技能1号」をもって在留中に「特定技能1号」への初回の在留資格変更許可（※）を受けた実績

(注2) 「特定技能1号」をもって在留中に「特定技能1号」への在留資格変更許可（※）を受けた実績の有無

(注3) 「特定技能1号」をもって在留中に「特定技能1号」への在留資格変更許可（※）を受けた回数

※ 在留資格変更申請の準備のための「特定活動」を経た場合を含む

(注4) 鉄道分野、自動車運送業分野、林業分野、木材産業分野は転職に係る該当データなし

(注5) 表中の構成比は小数点第二位以下を四捨五入

1号特定技能外国人の転職先地域②



<表3> 各分野の1号特定技能外国人の地域間異動状況（暫定値）

		介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・舶用工業	自動車整備	(人)
延べ転職者数		11,434	1,970	12,833	5,051	2,254	633	
内訳	大都市圏→大都市圏	4,183	1,146	2,741	2,342	33	158	
	大都市圏→その他（A）	694	235	1,689	558	46	84	
	その他→大都市圏（B）	3,944	302	2,862	1,058	279	145	
	その他→その他	2,613	287	5,541	1,093	1,896	246	
大都市圏への転入超過（B-A）		3,250	67	1,173	500	233	61	
		航空	宿泊	農業	漁業	飲食品製造業	外食業	
延べ転職者数		137	165	17,257	1,641	29,059	7,595	
内訳	大都市圏→大都市圏	85	31	1,219	15	7,533	4,265	
	大都市圏→その他（A）	45	8	787	36	2,581	528	
	その他→大都市圏（B）	4	66	3,069	73	7,810	1,725	
	その他→その他	3	60	12,182	1,517	11,135	1,077	
大都市圏への転入超過（B-A）	△41	58	2,282	37	5,229	1,197		

(※1) 延べ転職者の地域間異動状況を各分野別に記載（住居地異動を伴わないものは、大都市→大都市、又はその他→その他に含まれる。）。

(※2) その他：大都市圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県）以外とする。

(※3) 鉄道、自動車運送業、林業、木材産業は転職に係る該当データなし。

ローテーション政策の持続可能性

- i 國際的な人流の制約 (パンデミック・災害・紛争etc.)
 - ～ 常に新たな供給が必要な政策には強い脆弱性がある
- ii 人権侵害=企業のリスク=企業の持続可能性の危機
 - ～ 国連を含む国際的な批判、ESG投資など国際的な機関投資家の厳しい眼
 - “ビジネスと人権”指導原則（現代奴隸法、人権デュー・ディリジェンス法）
- iii 経済的な合理性は疑問 (一時的な労働力)
 - * 受入れ機関：長期の担い手とならず、人的投資の動機が働かない
 - 生産性の向上につながらず、競争力のない企業の延命にも
 - * 外国人労働者：熟練形成が難しい、永住につながらない
 - 送出し国ニーズを特定せず（技能実習：実習内容の齟齬）
 - 「家族帯同」できない=家族関係崩壊の懸念、出生児の在留資格不安定
- iv 送出し国の状況変化
 - ～ 経済発展による所得水準の向上（海外労働への依存からの脱却）
 - 受入れ国としての日本の優位性の減退、日本嫌いの蓄積

37

持続可能性に向けた課題は何か？

- * 國際的な労働力移動に伴うリスク
 - 如何にすればリスクを軽減できるか？
- * 移民社会の自己認識、移民政策の可能性
 - ・ 現状認識と将来の見通しの共有
 - ・ 開かれた移民政策をどう構想するか（外国人労働者の自己決定権）
- * 人権保護のインフラ整備
 - 人種差別撤廃法(or 包括的差別禁止法) 制定、国内人権機関創設、個人通報制度の批准・受諾、外国人労働者法制定など
- * 状況変化に対応する継続的かつ柔軟な見直し
 - 多様性を反映したメンバーによる戦略的政策形成機能

38

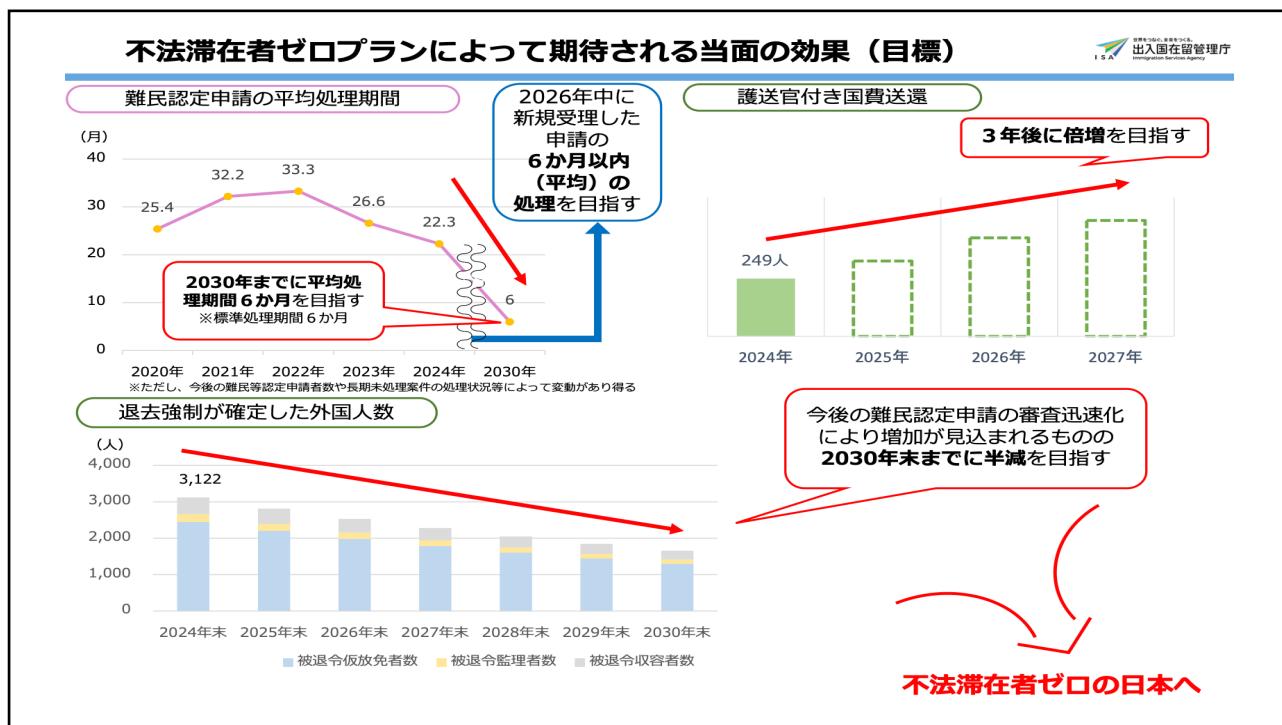
国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン

世界をつなぐ、未来をつくる。
出入国在留管理庁
ISA Immigration Services Agency

ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢に鑑み、
不法滞在者ゼロを目指し、外国人と安心して暮らせる共生社会を実現する (2025年5月)

入国管理	在留管理・難民審査	出国・送還
<p>(1)電子渡航認証制度(正式略称：JESTA(※))の早期導入 オンラインで事前に提供された情報をもとにスクリーニングを行い、好ましくない外国人の来日を未然に防止する。 2030年の導入予定を前倒しして、2028年度中の導入を目指す。 (※) Japan Electronic System for Travel Authorization</p>	<p>(3)難民認定申請の審査の迅速化 誤用・濫用的な難民認定申請を抑制するため、出身国情報等を踏まえてB案件(※)を類型化し、在留の制限を実施すると共に、早期かつ迅速な処理体制を整備する。 法改正施行前の複数回申請者について、早期の審査を実施する。 (※)B案件：難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件</p>	<p>(5)護送官付き国費送還の促進 退去強制が確定した外国人のうち、令和5年改正入管法により送還停止効の例外として送還が可能となった者や重大犯罪者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施する。</p>
<p>(2)退去強制が確定した外国人が多い国に対する働き掛け 退去強制が確定した外国人(※)が多い国に対して、外務省と協力して、不法滞在者の発生を防止するための取組などに関する働き掛けを強化する。 (※)被退令仮放免者、被退令監理者及び被退令収容者</p>	<p>(4)出入国在留管理のDX 難民等認定手続について、審査手続の迅速化を図るため、AIを含むデジタル技術の活用を検討する。 JESTAの導入後は、入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者の把握等の活用を検討する。</p>	<p>(6)改正入管法の新制度を活用した自発的な帰国の促進 出国命令制度や上陸拒否期間短縮制度の積極的な活用を促し、自発的な帰国を促進する。</p>
		<p>(7)被仮放免者の不法就労防止 被仮放免者の動静監視に注力し、不法就労の抑止を図る。 警察と協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発する。</p>

39



40